

資源物の持ち去り禁止

本市では「厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」で、ごみ集積所からの資源物の持ち去りを禁止しています。

命令に違反した者は20万円以下の罰金に処される場合があります。

【条例の概要】

ごみ集積所からの資源物の持ち去りは禁止です
資源物（紙類、布類、缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、廃食用油、せん定枝、落ち葉及び雑草、その他金属製の物及び金属製の部品を使用している物）をごみ集積所から持ち去ることはできません。

持ち去りを行わないように命令することができます
条例により、ごみ集積所に出された資源物の持ち去りを行う者に対して、市長は持ち去りを行わないよう命令（禁止命令）することができます。

禁止命令に従わない場合には、告発します
持ち去りの禁止命令を出したにもかかわらず、その禁止命令に従わない場合には、警察に告発します。

20万円以下の罰金が科される場合があります
条例の罰則規定に基づき、20万円以下の罰金に処される場合があります。



持ち去り禁止！！

【お問い合わせ】

厚木市役所環境農政部環境事業課（電話 225-2780）